追　47.27A　2)　第47.24B号及び第47.24C号に掲げる長期及び短期の証明書の発行条件は、決議第343（WRC-12、改）に定められている。

追　47.27B　3)　第47.20号から第47.23号までに規定されるGMDSS（SOLAS条約）証明書は、第47.27号の規定に基づいて授与されるが、第47.27号で確認される条件を追加して、それぞれの主管庁が条件を決定することができる。

追　47.27C　§10　第47.24B号から第47.24C号までに規定されるGMDSS（非SOLAS条約）証明書は、第47.27A号に基づいて授与されるが、第47.27A号で確認される条件を追加して、それぞれの主管庁が条件を決定することができる。

追　47.27D　第47.26A号から第47.26F号までに規定される他の海上無線通信士の証明書は、それぞれの主管庁が条件を決定することができる。

改　表47-1　注２　削除

第51条　海上業務で遵守する条件

第Ⅰ節－海上移動業務

改　51.25　§12　デジタル選択呼出装置の特性は、最新版のITU-R勧告M.493に適合するものとする。

改　51.41　2)　狭帯域直接印刷電信装置の特性は、ITU-R勧告M.476-5及びM.625-3に適合するものであること。その特性は、最新版のITU-R勧告M.627にも適合しなければならない。

第52条　周波数の使用に関する特別規定

追　第Ⅶ節－データ伝送のための周波数の使用

追　52.261　A－通則

追　52.262　データ伝送のために海岸局に割り当てられる周波数は、海岸局及び特別業務の局の表（第Ⅳ表）に示される。この表は、各海岸局が行う業務に関するその他の有用な情報も示す。

追　52.263　B－4000kHz-27500kHzの周波数帯

追　B1　局の運用形態

追　52.264　この節におけるデータ伝送に使用される発射の種別は、最新版のITU-R勧告M.1798に従うものとする。船舶局と同様に海岸局もITU-R勧告M.1798に規定される無線システムを使用するものとする。

追　52.265　4000-27500kHzの周波数帯において、第52.264号の規定に基づいて発射の種別を使用する海岸局は、10kWの尖頭包絡線電力を超えてはならない。

追　52.266　4000-27500kHzの周波数帯において、第52.264号の規定に基づいて発射の種別を使用する船舶局は、1.5kWの尖頭包絡線電力を超えてはならない。

削　第59条　無線通信規則の効力発生と暫定的適用

追　第Ｘ章　無線通信規則の効力発生に関する規定

追　第59条　無線通信規則の効力発生と暫定的適用

改　59.1　これらの規則は、国際電気通信連合憲章及び条約の規定を補足し、WRC-95、WRC-97、WRC-2000、WRC-03、WRC-07及びWRC-12の最終文書を含み、かつ、これらにより改正され、憲章第54条の規定に基づいて、以下に基づき適用されるものとする。

改　59.8　－　他の発効日が適用される改正規定は、以下の決議によって定められる。
第56（WRC-03、改）****、第85（WRC-03）、第87（WRC-03)****、第96（WRC-03)****、第122（WRC-03、改）、第142（WRC-03）、第145（WRC-03）、第146（WRC-03)****、第221（WRC-03、改）、第413（WRC-03）、第539（WRC-03、改）、第546（WRC-03)*****、第743（WRC-03)及び第902（WRC-03）

改　59.10　－　他の発効日が適用される改正規定は、以下の決議によって定められる。
第55（WRC-07、改）、第97（WRC-07)*****、第149（WRC-07）、第355（WRC-07)*****及び第905（WRC-07)*****
**** 事務局による注：この決議は、WRC-07で破棄されている。
***** 事務局による注：この決議は、WRC-12で破棄されている。

追　59.11　WRC-12で改正された無線通信規則の他の規定は、次の例外を除き、2013年１月１日に発効する。

追　59.12　－　他の発効日が適用される改正規定は、決議第98(WRC-12)によって定められる。

改　付録第１号　発射の種別及び必要周波数帯幅（第２条参照）

改　§1　1)　発射は、この付録で説明する必要周波数帯幅及び種別によって表す。

2)　この付録に従って表示する発射の表示方法とその例は、ITU-R勧告SM.1138-2に示す。その他の例は、ITU-Rの他の勧告に示す。これらの例は、国際周波数表の序文で公表される。

第Ⅰ節－必要周波数帯幅

§2　1)　第1.152号に定義し、かつ、表示方法と例に従って決定する周波数帯幅は、３数字及び１文字で表示しなければならない。文字は、小数点の位置及び周波数帯幅の単位を示す。最初の字は、数字０又は文字K、M若しくはGであってはならない。

2)　必要周波数帯幅は次の単位で表示する[1]。

0.001-999Hz は Hz（文字H）
1.00-999kHz は kHz（文字K）
1.00-999MHz は MHz（文字M）
1.00-999GHz は GHz（文字G）

3)　発射の完全な表示のためには、４字で示される必要周波数帯幅を発射の種別の記号の直前に加えることが必要である。必要周波数帯幅は、それを表示する場合には、次のいずれかの方法によって決定しなければならない。

3.1)　ITU-R勧告SM.1138-2に示されているものと同様の発射に必要な周波数帯幅及び指示の数式及び例の使用

3.2)　ITU-Rの勧告による計算

3.3)　測定（前記（3.1）及び（3.2）に該当しない場合）

[1] 例

0.002	Hz	＝ H002	6	kHz	＝ 6K00	1.25	MHz	＝ 1M25
0.1	Hz	＝ H100	12.5	kHz	＝ 12K5	2	MHz	＝ 2M00
25.3	Hz	＝ 25H3	180.4	kHz	＝ 180K	10	MHz	＝ 10M0
400	Hz	＝ 400H	180.5	kHz	＝ 181K	202	MHz	＝ 202M
2.4	kHz	＝ 2K40	180.7	kHz	＝ 181K	5.65	GHz	＝ 5G65